

介護保険料の段階区分要件の変更について(報告)

老齢基礎年金の支給額の引き上げに伴い、国が介護保険料の標準的な段階区分要件を見直したことに合わせ、町田市の2026年度の介護保険料についても、第5段階以下の段階区分要件を変更しました。

1 変更の背景

2025年に支給される老齢基礎年金の満額支給額が、80万9,000円から82万6,500円に引き上げられました。

2 変更理由

介護保険料の所得区分第5段階以下は、前年の1月から12月までの老齢基礎年金の満額支給額を基準に段階を区分しています。

老齢基礎年金の引き上げに伴い、満額受給者の介護保険料負担に影響が出ないよう、国が標準的な段階区分要件を見直し、介護保険法施行令の改正を行ったためです。

3 変更内容

変更点は、下表の網掛け部分をご参照ください。

なお、このことに伴う介護保険料額の変更はありません。

課税状況		要件	第9期計画		
世帯	本人		所得区分	年額	
		生活保護受給者	第1段階	20,600円	
		中国残留邦人等の支援給付受給者			
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者	第2段階	27,100円	
		合計所得金額 (分離譲渡所得の特別控除後) － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額			82万6,500円以下
					82万6,500円超 120万円以下
課税	非課税	合計所得金額 (分離譲渡所得の特別控除後) － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額	120万円超	49,600円	
			82万6,500円以下	第4段階	56,100円
			82万6,500円超	第5段階 (基準額)	72,400円

※ 網掛け部分(下線部分)について、2024年度は「80万円」、2025年度は「80万9000円」でした。

③ 第9期計画の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額			
世帯	本人				月額			
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者						20,600円 (32,900円*)		
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.285 (0.455*)	1,721円 (2,748円*)		
		80万円以下				27,100円 (41,600円*)		
		課税	課税	合計所得金額(特別控除後) + 課税年金収入額	80万円超 120万円以下	第2段階	0.375 (0.575*)	2,265円 (3,473円*)
					120万円超	第3段階	0.685 (0.69*)	49,600円 (50,000円*) 4,137円 (4,167円*)
					80万円以下	第4段階	0.775	56,100円 4,681円
					80万円超	第5段階 (基準額)	1.00	72,400円 6,040円
125万円未満	第6段階	1.075	77,900円 6,493円					
125万円以上 190万円未満	第7段階	1.225	88,700円 7,399円					
190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40	101,400円 8,456円					
300万円以上 400万円未満	第9段階	1.60	115,900円 9,664円					
400万円以上 500万円未満	第10段階	1.75	126,800円 10,570円					
500万円以上 600万円未満	第11段階	1.90	137,700円 11,476円					
600万円以上 700万円未満	第12段階	2.05	148,500円 12,382円					
700万円以上 800万円未満	第13段階	2.20	159,400円 13,288円					
800万円以上 900万円未満	第14段階	2.35	170,300円 14,194円					
900万円以上 1,100万円未満	第15段階	2.50	181,200円 15,100円					
1,100万円以上 1,300万円未満	第16段階	2.70	195,600円 16,308円					
1,300万円以上 1,500万円未満	第17段階	2.90	210,100円 17,516円					
1,500万円以上 2,000万円未満	第18段階	3.10	224,600円 18,724円					
2,000万円以上	第19段階	3.30	239,100円 19,932円					

※ 消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額。